

# 日本生活体験学習学会会則

2000（平成12）年3月18日 制定  
2003（平成15）年2月3日 一部改正  
2009（平成21）年1月24日 一部改正  
2015（平成27）年2月1日 一部改正  
2015（平成27）年9月13日 一部改正

## 第一章 総則

第1条 本会は、日本生活体験学習学会と称する。

第2条 本会の目的は、生活体験学習に関する実践の交流を図ると共に、生活体験学習に関する諸般の研究を推進し、会員相互の研究の連絡、情報の交換を目的とする。

## 第二章 事業

第3条 本会は次の事業を行う。

- (1) 実践交流会および研究大会の開催
- (2) 学会機関誌（「生活体験学習研究紀要」）、会報などの発行
- (3) 会員の研究および共同研究の推進
- (4) 内外の関係学会との連絡・連携
- (5) その他本会の目的達成のための事業

## 第三章 会員

第4条 本会は、本会の目的に賛同し、生活体験学習に関する実践を行っている者及び生活体験学習に深い関係のある学問の研究に従事する者とする。

第5条 会員は本会が行う事業に参加し、交流集会、研究大会、学会紀要などで研究発表することができる。

第6条 会員は会費を納入するものとする。会費は個人会員が年額7,000円、法人会員が年額10,000円とする。

第7条 会員で退会しようとする者は、その旨を本会に通知し、未納の会費がある場合は、これを完納しなければならない。

2. 会員が引き続き2年以上会費の納入を怠ったときは、総会における議決権並びに役員選挙における選挙権および被選挙権を失うものとする。3年以上連続して会費の納入を怠ったときは、会員の資格を失うものとする。

## 第四章 役員

第8条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 1名
- (3) 理事 10名（会長及び副会長を含む） (4) 会計監査 2名
- (5) 推薦理事 若干名

第9条 会長は本会を代表し会務をつかさどる。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
3. 理事は理事会を組織し、本会の運営にあたる。
4. 監査は会計を監査する。
5. 推薦理事は、理事会の推薦のもと、会長が任命し、理事とともに理事会を組織し、本会の運営にあたる。

第 10 条 会長、副会長の選出法については、理事による互選とする。

第 11 条 理事の任期については 2 年とし、再任はさまたげない。但し、3 期以上の重任を認めない。

## 第五章 総会

第 12 条 総会は本会の事業および運営に関する重要な事項を審議決定する。総会は、本会の最高決議機関とする。

第 13 条 総会は定例総会とし、毎年一回開催する。総会は次の事項を審議決定する。

(1) 予算および決算に関すること

(2) 役員に関すること

(3) 次期大会に関すること

(4) その他重要事項

第 14 条 総会の定足数は全会員の三分の一とする。委任状は認めない。

2. 総会の議決は出席会員の過半数による。

3. 総会が定足数に満たない場合は、これを仮総会とし、その場合は決定事項を会報によって全会員に通知し、その後一ヶ月以内に全会員の三分の一以上の反対がない場合は、その決定事項を総会の決議と見なす。

## 第六章 理事会および常任理事会

第 15 条 理事会および常任理事会は会長が召集し、これを主宰する。

## 第七章 会計

第 16 条 本会の経費は会費、寄付金およびその他の収入とする。

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 8 月 1 日から 7 月 31 日までとする。

## 第八章 機関誌編集

第 18 条 機関誌の編集発行は、編集委員をおいてこれを行う。編集委員会についての規程は別にこれを定める。

## 第九章 事務局

第 19 条 本会の事務局は、理事会にて指定した場所に置く。

第 20 条 事務局は事務局長 1 名、事務局員若干名で構成する。

第 21 条 事務局長は理事会が選任し、総会に報告する。

第 22 条 事務局員は事務局長が選任し、理事会に報告する。

## 第十章 雑則

第 23 条 本会の事業および運営のために別に細則を設ける。

第 24 条 本会の会則および細則の改正は、総会における出席会員の三分の二以上の賛成を必要とする。

(附則) 第 1 条 本規定は、2000 (平成 12) 年 3 月 18 日より施行する。

(附則) 第 2 条 当分の間、第 11 条は適用しない。本規定は、2003 (平成 15) 年 2 月 3 日より施行する。